

周南市児童厚生施設条例の一部を改正する条例制定について

周南市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

周南市児童厚生施設条例（平成16年周南市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

児童園	周南市鼓南児童園	周南市大字大島1602番地
	周南市長穂児童園	周南市大字長穂714番地の1

」

を

「

児童園	周南市長穂児童園	周南市大字長穂714番地の1
-----	----------	----------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、改正後の周南市児童厚生施設条例の規定は、同日以後の周南市児童厚生施設の利用に関して適用し、同日前の周南市児童厚生施設の利用に関しては、なお従前の例による。